

第5次潟上市男女共同参画推進計画 概要

1 計画策定の趣旨

市では、男女共同参画社会の実現を市の重点施策として位置付け、「ハートフルプランかたがみ2006(潟上市男女共同参画推進計画)」を策定して以降、計画を引継ぎながら切れ目なく各種施策を推進してきました。本計画は、現状の各種課題や社会情勢の変化に対応すべく、現行計画の成果と課題を検証し、国や県の動向を踏まえながら、より効果的な取組の推進と課題への柔軟な対応を図るため策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の男女共同参画社会基本法、潟上市自治基本条例及び潟上市男女共同参画推進条例に基づき策定する計画であり、女性活躍推進法に基づく市の女性活躍推進計画、DV防止法に基づく市の基本計画の性格も併せもっています。また、国や県の男女共同参画推進計画を踏まえ、潟上市総合計画をはじめとする市の各種計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、本市の最上位計画である総合計画との整合性を確保するため、計画期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

4 基本理念

本計画は潟上市総合計画で掲げる将来像「誰もが幸せに暮らせるまち」を目指し、潟上市男女共同参画推進条例に掲げる基本理念に基づいて、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

5 男女共同参画の視点から見た目指す市の姿

- ・性別を超え 世代を超え 地域を超え あなたらしさ わたしらしさを尊重し 喜びも責任も分かちあい ともに生きるまち
- ・自らの意思で ともに参画し 互いの個性が輝く 心豊かなまち
- ・すべての人がいきいきと暮らし 次世代を担う子どもたちの夢が広がるまち

※男女共同参画かたがみ宣言 平成18年6月23日 潟上市より

6 計画の体系

基本政策	おおむね4年後にはこうあってほしいという市の状態、また目的を遂行するための方針です。
基本施策	政策を進めるために実地にとる基本的な方策です。
施策の方向性	基本施策に向かって取り組む方針です。

市町村推進計画関連

配偶者暴力防止法に基づく基本計画関連

基本政策	基本施策	施策の方向性
Ⅰ 人権や多様性を尊重する意識づくり	1.男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	①男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育及び学校教育の推進 ②男女共同参画に関する教育・学習の充実
	Ⅱ 多彩なライフスタイルを可能にする環境づくり	2.ワーク・ライフ・バランスの実現 3.地域における身近な男女共同参画の推進
Ⅲ 次世代へつなく安全安心な社会の基盤づくり	4.安全安心な暮らしの実現	①ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 ②生涯を通じた健康づくりの推進 ③生活上の困難に対する支援
	5.計画の実現に向けた推進体制の強化	①参画と協働による男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点に立った人材育成

7 推進体制

市民や事業者、地域組織等、様々な主体から構成される「潟上市男女共同参画推進審議会」において、施策の推進や計画の進捗状況の評価等を行います。庁内においては、潟上市男女共同参画推進本部、推進本部に幹事会及び男女共同参画推進委員会を設置し、国や県、秋田県中央男女共同参画センター等と連携を図りながら、施策の推進に努めます。